

令和4年度

富山県立高等学校
入学者選抜実施要領

富山県教育委員会

目 次

令和4年度富山県立高等学校入学者選抜実施要領

全日制の課程一般入学者選抜	P 1
全日制の課程推薦入学者選抜	P 4
全日制の課程第2次選抜	P 6
全日制の課程普通科通学区域外からの志願者の取り扱い	P 7
全日制の課程県外及び海外からの志願者の取り扱い	P 7
全日制の課程県外及び海外からの志願手続	P 8
定時制の課程(単位制前期)入学者選抜	P 9
定時制の課程(単位制以外)入学者選抜	P 11
定時制の課程(単位制後期)入学者選抜	P 13
通信制の課程入学者選抜	P 14
富山県立中央農業高等学校専攻科入学者選抜	P 15
富山県立富山いずみ高等学校専攻科入学者選抜	P 15
富山県立雄峰高等学校専攻科入学者選抜	P 16
富山県立小矢部園芸高等学校専攻科入学者選抜	P 16
入学志願者調査書及び学習成績等一覧表の記入上の注意	P 17
調査書及び学習成績等一覧表(甲・乙)の様式	P 23
入学志願に関する各書類様式	P 26
学校別入学者選抜実施概要一覧	P 42

(全日制の課程・定時制の課程・通信制の課程・専攻科)

<参考>

令和4年度富山県立高等学校第1学年募集定員	P 48
(全日制の課程・定時制の課程・通信制の課程・専攻科)	
令和4年度富山県立高等学校全日制の課程普通科通学区域	P 51
令和4年度富山県立高等学校入学者選抜日程	P 52

令和4年度富山県立高等学校入学者選抜実施要領

全日制の課程一般入学者選抜

1 募集定員

各高等学校の募集定員は別に示す。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校の内いずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和4年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和4年2月22日(火)から同月25日(金)までの間(祝日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月25日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月24日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。また、別途、出願書類郵送連絡票(様式29)により、その旨を志願先高等学校長に連絡する。

4 志願の方法

(1) 志願は、富山県立高等学校通学区域設定規則に定める通学区域内の1校1学科に限る。ただし、工業又は商業に関する学科を志願する者は、同一校のそれぞれの学科内に限り、第2順位まで志願することができる。

なお、第2順位を志願する場合は2つ以上にわたることができる。

(2) 富山高等学校、富山中部高等学校、高岡高等学校の普通科又は理数科学科・人文社会科学科を志願する者は、同一校の理数科学科・人文社会科学科又は普通科に限り、第2順位まで志願することができる。この場合において、普通科を第2順位志願できるのは普通科の通学区域内の者に限る。また、南砺福野高等学校普通科又は国際科を志願する者は、同校の国際科又は普通科に限り、第2順位まで志願することができる。

(3) 県外及び海外からの志願者並びに普通科通学区域外からの志願者の取り扱いについては、別に定める。

(4) 志願者は、所定の一般入学願書(様式1)に2,200円の入学考査手数料(一般入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)を添え、出身の中学校又はこれに準ずる学校の校長(以下「中学校長等」という。)に提出する。中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先高等学校長に提出する。

なお、下表に定める学校、学科・コースを志願する者は、志願先高等学校長の定める提出書類等を添える。

学 校	学 科 ・ コ ー ス	提 出 書 類 等
富山北部 高等学校	普通科体育コース	実技検査選択種目届出書
呉 羽 高等学校	普通科音楽コース	受検曲票、楽譜

(5) 下表に定める高等学校の普通科のコースを志願する者は、一般入学願書の第1順位の欄に、学科名及びコース名を記入し、第2順位の欄を空欄とする。

富山東 高等学校	自然科学コース	富山北部 高等学校	体 育コース
呉 羽 高等学校	音 楽コース		

(6) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には一般入学願書に受検上の配慮申請書(様式26)を添えて提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

(7) 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、一般入学願書に自己申告書(様式27)を添えて、中学校長等を経て志願先高等学校長に提出することができる。

(8) 中学校等には、校長を委員長とする選抜資料作成委員会を設ける。

(9) 中学校長等は、志願者の志願学科や志願校の選定に当たって、本人の能力・適性等に応じて適切な進路指導を行う。

(10) 中学校長等は、志願者の一般入学願書等を提出する際に、一般入学志願者名簿(様式2)を2部作成して添付する。高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

(11) 中学校長等は、学習成績等一覧表を令和4年1月18日(火)までに、各教育事務所を経て、富山県教育委員会に3部提出する。

(12) 帰国生徒としての志願に当たっては、一般入学願書に海外在住状況等説明書(様式3)を添えて、志願先高等学校長に提出する。

なお、ここでいう帰国生徒とは、海外における在学期間が継続して2年以上の者で、志願時において帰国後3年以内の者等をいう。

- (13) 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、一般入学願書に外国人特別措置適用申請書(様式28)を添えて、出身中学校長等を通じて、志願先高等学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

5 受検票の交付

高等学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各高等学校長が定めるものとする。

6 学力検査

- (1) 学力検査は、県下一斉に実施する。
 (2) 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語(聞き取りテストを含む。)の5教科とし、各教科の配点は40点とする。

なお、英語聞き取りテストが中止となった場合、当該校では聞き取りテスト部分を除いて40点に換算する。

- (3) 検査問題は、富山県教育委員会教育長の委嘱する検査問題作成委員会が作成する。
 (4) 志願者は、志願した高等学校で学力検査を受けなければならない。
 (5) 検査日は、令和4年3月8日(火)、3月9日(水)の2日間で、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

第 1 日 3月8日(火)	9:30までにおいて 各高等学校長が定める時間	9:30 ~ 10:20		10:40~11:30	11:50~12:40
	出席調査及び諸準備	社 会		国 語	理 科
第 2 日 3月9日(水)	9:30までにおいて 各高等学校長が定める時間	9:30~9:45 ※	10:00~10:40	11:00~11:50	
	出席調査及び諸準備	聞き取り	筆 記	数 学	
		英 語			

※ 英語聞き取りテストについては、9:30から9:45までの間に10分間程度で実施する。

- (6) 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。
 (7) 受検者の携行しなければならないものは、筆記用具、コンパス、定規(三角定規又は直線定規)、その他志願先高等学校長から指示されたものとする。
 (8) 各検査会場における検査の実施・採点など、検査の管理は高等学校長がこれに当たる。

7 選抜の方法

- (1) 高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された調査書等の資料、学力検査の成績等に基づいて、各高等学校の当該学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。
 (2) 高等学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
 (3) 高等学校長は、選抜に当たって、次のア、イ、ウにより、調査書評定点を150点満点で算出する。
 ア 学習の記録における2年次の各教科の評定による評定点 (45点満点)
 イ 学習の記録における3年次の各教科の評定それぞれに2を乗じたものによる評定点 (90点満点)
 ウ 特別活動等、学習の記録以外の記載事項を換算したものによる評定点 (15点満点)
 (4) 高等学校長は、選抜に当たって、調査書評定点と学力検査の成績とを対比し、同等に扱い、判定することを原則とする。ただし、調査書評定点又は学力検査の成績が、募集定員(推薦入学者選抜において合格内定の通知を受けた者の数を除いた数)の上位10%以内にある場合は、調査書評定点又は学力検査の成績の一方により、判定することができるものとする。
 (5) 高等学校長は、選抜に当たって、富山県教育委員会の承認を得て、専門学科及び普通科に設置されているコースの特色に応じて、調査書や学力検査の教科の配点の比重を変えることができる。
 (6) 高等学校長は、選抜に当たって、「学習の記録」の評定及び「特別活動」の評価を除く調査書中の他の記録についても審査する。
 (7) 高等学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。
 (8) 高等学校長は、富山県教育委員会の承認を得て、各高等学校又は各高等学校の学科及びコースごとに、志願者に対し、面接や専門に関する実技検査等を行い、その結果を選抜の資料に加えることができる。
 (9) 高等学校長は、選抜に当たって、第1順位志願者を尊重するが、その学科における総合判定による順位の下位者よりも優れていると判定された第2順位志願者を合格させることができる。
 (10) 高等学校長は、上記(3)~(9)に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。
 (11) 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集定員に満たない場合には、富山県教育委員会と協議の

うえ、合格者数を募集定員内にとどめることができる。

- (12) 帰国生徒の選抜に当たっては、高等学校長は、面接を実施し、その結果及び海外での経験等を十分考慮して行うものとする。

8 追検査

- (1) 次のア、イのいずれかに該当し、学力検査の第1日、第2日の両日の全日程又は第2日の全日程を欠席した者のうち、下記(2)又は(3)の手続を行ったうえ志願先高等学校長からの許可を得た者は、追検査を受検することができる。

ア インフルエンザ罹患等により別室における受検も困難な者

イ やむを得ない理由のある者

- (2) 追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、中学校長等を経て志願先高等学校長に連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書（様式31）を令和4年3月11日（金）午後3時まで、中学校長等を経て志願先高等学校長に提出する。

- (3) 県外及び海外からの志願者で追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、志願先高等学校長に直接連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書（県外及び海外からの志願者用）を所定の日時までに、志願先高等学校長に直接提出する。

- (4) 追検査は志願先高等学校において、令和4年3月14日（月）に、下に示す日程によって行う。

9:30までにおいて各高等学校長が定める時間	9:30～10:20	10:40～11:30	11:50～12:40	12:40～13:40の間において各高等学校長が定める時間	13:40～13:55 ※	14:10～14:50	15:10～16:00
出席調査及び諸準備	社会	国語	理科	出席調査及び諸準備	聞き取り	筆記	数学
					英語		

※ 英語聞き取りテストについては、13:40から13:55までの間に10分間程度で実施する。

- (5) その他、上記5、6、7を準用する。

9 合格者の発表

令和4年3月16日（水）午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

10 その他

- (1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示する。
- (2) 中学校長等は、学力検査を欠席する入学志願者の氏名等を、欠席者連絡票（様式30）等により、志願先高等学校長に連絡する。
- (3) 高等学校長は、検査時において、カンニングをすることや他の受検者の迷惑となる行為をすること、検査監督者の指示に従わないことなどの不正行為を行った者に対しては、入学を許可しないものとする。
- (4) ここに定めるもののほか、一般入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

全日制の課程推薦入学者選抜

1 対象学科及び募集人員

- (1) 全日制の課程の普通科に設置されている各コース、専門学科及び総合学科において、推薦入学を実施する。各高等学校の募集人員は別に示す。
- (2) 推薦入学による募集人員は、富山県教育委員会と協議のうえ、下記の範囲内で、各高等学校長が定める。
 - ・普通科に設置されている各コース<学級定員の50%以内>
(ただし、呉羽高等学校普通科音楽コース、富山北部高等学校普通科体育コースは60%以内)
 - ・国際科及び国際交流科<募集定員の40%以内>
 - ・専門学科(国際科及び国際交流科を除く。)<募集定員の50%以内>
 - ・総合学科<募集定員の40%以内>ただし、募集人員が上記範囲の上限に達していない場合は、各高等学校長の判断で募集人員に「程度」と表記することができる。
- (3) 推薦入学を実施する学校は、富山県教育委員会と協議のうえ、学科及びコースの特色に応じて、2の志願資格(4)におけるa、b、c、dの各項目別に募集人員等を明示することができる。

2 志願資格

県内の中学校又はこれに準ずる学校を令和4年3月に卒業する見込みの者で、次の(1)~(4)の条件を満たし、中学校長等の推薦を得た者で、合格内定となった場合は、当該高等学校への入学を確約できる者とする。

- (1) 当該学校、学科、コースを志望する動機が明白であり、目的意識を有すること。
- (2) 当該学校、学科、コースに関する興味・関心があり、適性を有すること。
- (3) 当該学校、学科、コースにおける各教科・科目の履修に必要な学力を有し、人物が優れていること。
- (4) 次のa、b、c、dいずれかに該当し、入学後の諸活動に成果が期待される者であること。
 - a 調査書の「学習の記録」が優良であること。
 - b 専門に関する優れた能力又は実績があること。
 - c 芸術、文化、体育のいずれかの分野において優れた能力又は実績があること。
 - d 生徒会活動、社会奉仕活動等学校内外における自発的な活動に継続して積極的に取り組んだ実績があること。

3 志願期間

令和4年2月2日(水)から同月4日(金)までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月4日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月3日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。また、別途、出願書類郵送連絡票(様式29)により、その旨を志願先高等学校長に連絡する。

4 志願の方法

- (1) 志願は、対象学科、コースのうち1校1学科又は1コースに限る。
- (2) 志願者は、所定の推薦入学願書(様式4)に2,200円の入学考査手数料(推薦入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)を添え、中学校長等に提出する。中学校長等は、これに本人の調査書及び推薦書(様式5)を添えて、志願先高等学校長に提出する。
なお、下表に定める学校、学科・コースを志願する者は、志願先高等学校長の定める提出書類等を添える。

学 校	学 科 ・ コ ー ス	提 出 書 類 等
富山北部 高等学校	普通科・体育コース	運動競技実績報告書 実技検査選択種目届出書
呉 羽 高等学校	普通科・音楽コース	受検曲票、楽譜

- (3) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には推薦入学願書に受検上の配慮申請書(様式26)を添えて提出する。
配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。
- (4) 中学校等には、校長を委員長とする推薦委員会を設ける。推薦委員会は、推薦入学に関する事項を取り扱い、被推薦者の決定は校長が行う。
- (5) 中学校長等は、志願者の推薦入学願書等を提出する際に、推薦入学志願者名簿(様式6)を2部作成して添

付する。高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

- (6) 中学校長等は、学習成績等一覧表（乙）の備考欄に、推薦入学志願者の志願先高等学校名及び学科・コース名を記入し（例＝〇〇高校△△科□□コース）、令和4年2月7日（月）までに、各教育事務所を経て、富山県教育委員会に1部提出する。

5 受検票の交付

高等学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各高等学校長が定めるものとする。

6 選抜の方法

- (1) 推薦入学志願者については、面接を実施し、学力検査を行わない。
- (2) 高等学校長は、特に必要と認める場合は、志願者に作文、専門に関する実技検査等を課すことができる。
- (3) 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書、推薦書等の書類並びに面接等の結果を資料として総合的に判定し、合格内定者を決定する。その際、募集人員に「程度」の表記のある高等学校の校長は、「全日制の課程推薦入学選抜」の1の(2)で定められた範囲の上限を超えないことを条件として、募集人員を2名まで超えて合格内定者を定めることができる。
- (4) 面接等は、令和4年2月10日（木）午前9時から、志願先高等学校において、当該高等学校長が定める日程によって行う。
- (5) 志願者の携行しなければならないものは、受検票、その他志願先高等学校長から指示されたものとする。
- (6) 高等学校長は、入学選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (7) 高等学校長は、選抜に当たって、調査書、推薦書等に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。

7 合格者の発表

(1) 合格内定の通知

ア 高等学校長は、推薦入学選考結果通知書（様式7）を令和4年2月15日（火）の午前10時から正午までの間に投函し、郵送することにより、選考結果を中学校長等に通知する。

なお、合格内定者には、中学校長等を通じて合格内定通知書（様式8）を交付する。

イ 合格内定の通知を受けた者は、他の公立高等学校を志願することができない。

(2) 合格者の発表

合格内定の通知を受けた者について、令和4年3月16日（水）午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

8 合格内定とならなかった者の扱い

- (1) 推薦入学に志願し、合格内定とならなかった者は、「令和4年度富山県立高等学校入学募集要項」及び本実施要領に定める各課程の選抜についての手続により、改めて志願することができる。その際、志願先高等学校が全日制の課程の場合は、入学考査手数料が免除される。ただし、出願に当たっては、入学考査手数料減免申請書（様式9）と入学考査手数料納入済証明書（様式10）を一般入学願書（様式1）に添付するものとする。高等学校長は、申請書の内容に誤りがないと認めた者に対し、入学考査手数料減免通知書（様式11）を交付する。
- (2) 改めて志願する場合にも、一般入学願書に調査書を添えて提出するものとする。

9 その他

- (1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示する。
- (2) 富山県教育委員会は、令和4年2月15日（火）に合格内定の通知を受けた者の数を発表する。
- (3) 中学校長等は、面接等を欠席する入学志願者の氏名等を、欠席者連絡票（様式30）等により、志願先高等学校長に連絡する。
- (4) 高等学校長は、検査時において、カンニングをすることや他の受検者の迷惑となる行為をすること、検査監督者の指示に従わないことなどの不正行為を行った者に対しては、入学を許可しないものとする。
- (5) ここに定めるもののほか、推薦入学選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

全日制の課程第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、全日制の課程一般入学者選抜（以下「第1次選抜」という。）及び推薦入学者選抜の合格者の発表（令和4年3月16日(水)）の後、同日に第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員を決定し、発表する。

2 志願資格

志願できる者は、「全日制の課程一般入学者選抜」に基づいて志願し、5教科の学力検査を受検した者に限る。ただし、既に合格が決定した者は志願することができない。

3 志願期間

令和4年3月17日(木)及び同月18日(金)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月18日(金)午後4時までに志願校に必着とする。また、別途、出願書類郵送連絡票（様式29）により、その旨を志願先高等学校長に連絡する。県外及び海外からの志願者は4の志願の方法(4)に従うものとする。

4 志願の方法

(1) 志願者は、所定の第2次選抜申請書（様式12）を、出身中学校長等を経て、第2次選抜志願先高等学校長に提出する。

(2) 志願は、富山県立高等学校通学区設定規則に定める通学区内の1校1学科に限る。ただし、第2順位志願については、第1次選抜に準ずる。また、第1次選抜で志願した高等学校の同一学科を志願することはできない。

(3) 志願に際して、中学校長等は、第2次選抜志願先高等学校長に、第2次選抜志願者名簿（様式13）を2部作成して添付する。第2次選抜志願先高等学校長は、これらに受付番号を付し、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。この受付番号を受検番号とする。

また、中学校長等は、令和4年3月18日(金)午後4時までに、第1次選抜志願先高等学校長に、第2次選抜志願者名簿（様式14）を2部作成して提出する。第1次選抜志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

(4) 県外及び海外からの志願者で第2次選抜に志願する者は、所定の日時までに、第2次選抜志願先高等学校長に第2次選抜申請書（様式12）を、第1次選抜志願先高等学校長に第2次選抜志願についての申請書（様式15）をそれぞれ直接提出する。

(5) 第1次選抜志願先高等学校長は、中学校長等から提出された第2次選抜志願者名簿（様式14）並びに県外及び海外からの志願者から提出された第2次選抜志願についての申請書（様式15）に基づき、当該志願者の学力検査成績証明書（様式16）を作成して調査書の裏面に貼付し、富山県教育委員会の指示する日時に、送付状（様式17）2部を添えて、第2次選抜志願先高等学校長に提出する。第2次選抜志願先高等学校長は、送付状1部を押印のうえ、受領証として第1次選抜志願先高等学校長に返却する。

5 学力検査

学力検査は、実施しない。

6 選抜の方法

(1) 第2次選抜志願先高等学校長は、第1次選抜志願先高等学校長から提出を受けた学力検査の成績と調査書等によって選抜する。

(2) 上記(1)のほか、「全日制の課程一般入学者選抜」の7を準用する。

7 合格者の発表

令和4年3月23日(水)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

8 その他

第2次選抜合格者で、第1次選抜に志願した高等学校において補欠入学を認められた者は、第1次選抜志願先高等学校への入学を優先させる。

全日制の課程普通科通学区域外からの志願者の取り扱い

1 志願資格

本人及び保護者が近く当該通学区域に居住することが確実な者又はその他特別な事情がある者に限り、区域外高等学校へ志願することができる。

2 志願許可の手続

(1) 次の書類を富山県教育委員会県立学校課に提出しなければならない。

ア 富山県立高等学校通学区域外入学志願特別事情申請書（様式18）

イ 本人及び保護者が近く他の通学区域に居住する場合は、その通学区域に近く居住することを証明する資料

ウ その他特別な事情がある場合には、その事情を証明する資料

(2) 受付期間

推薦入学者選抜志願の場合は、令和4年1月14日(金)から同月21日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、1月21日(金)は正午までとする。

一般入学者選抜志願の場合は、令和4年1月14日(金)から同年2月21日(月)までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月21日(月)は正午までとする。

3 志願許可書の交付

富山県教育委員会は、審査の結果、その理由が適当と認めた者に対して、区域外志願許可書（様式19）を交付する。区域外志願許可書の交付を受けた志願者は、入学願書に区域外志願許可書を添付して、出身中学校長等を経て、志願先高等学校長に提出する。

全日制の課程県外及び海外からの志願者の取り扱い

1 志願資格

県外及び海外の中学校又はこれに準ずる学校を、令和4年3月までに卒業する見込みの者又は卒業した者で、次の条件のいずれかに該当する者

(1) 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

(2) 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

(3) 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の高等学校に通学することが困難であること。

(4) その他特別な事情があること。

2 志願許可の手続

(1) 次の書類を富山県教育委員会県立学校課に提出しなければならない。

ア 富山県立高等学校入学志願特別事情申請書（様式20）

イ 志願資格(1)～(4)の事項を証明する資料（保護者の住民票の写し又は保護者の本県への転勤等に関する所属長の証明書類など）

(2) 受付期間

令和4年1月14日(金)から同年2月21日(月)までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月21日(月)は正午までとする。

なお、この期間内において志願許可の手続ができなかった者については、その事情を調査した結果、やむを得ないと認めた場合に限り、受理することがある。

(3) 志願手続等については別に示す。

3 志願許可書の交付及び学習成績等一覧表の提出

富山県教育委員会は、提出された書類を審査し、理由が適当と認めた者に対して、県外・海外志願許可書（様式21）を交付する。

なお、県外・海外志願許可書の交付を受けた者の出身中学校長等は、所定の学習成績等一覧表、もしくは、これに代わる各都道府県所定のを2部作成し、1部を令和4年2月24日(木)正午までに、富山県教育委員会県立学校課長あてに、親展書留にて提出し、1部を出願時に入学願書等に添えて、志願先高等学校長に提出する。

県外・海外志願許可書の交付を受けた者は、一般入学願書に県外・海外志願許可書を添付して、出身中学校長等を経て、志願先高等学校長に提出する。郵送のものについては、書留速達とし、2月24日(木)正午までの消印のあるものに限り、受け付ける。また、別途、出願書類郵送連絡票（様式29）により、その旨を志願先高等学校長に連絡する。

全日制の課程県外及び海外からの志願手続

1	特別事情申請書の記入 (志 願 者)	本県所定の特別事情申請書 (様式20) 志願資格(1)~(4)の事項を証明する書類の準備 (「転勤等証明書」=保護者の転勤に関する所属長の証明)	志願者が準備する。
2	特別事情の証明(1) (出身中学校長等)	特別事情申請書、転勤等証明書の提出	出身中学校長等に提出し、証明を受ける。
3	特別事情の証明(2) (出身都道府県教育長)	出身中学校長等の証明を受けた特別事情申請書 (志願者が提出した転勤等証明書を添付)	出身都道府県教育委員会に提出し、証明を受ける。
4	特別事情申請書の提出 (志 願 者)	出身都道府県教育長の証明を受けた特別事情申請書 (1部) (志願者が提出した転勤等証明書を添付)	富山県教育委員会県立学校課に提出する。
5	特別事情申請書の審査 (富山県教育委員会)	富山県教育委員会が志願者の提出した特別事情申請書を審査し、本県所定の県外・海外志願許可書 (様式21) を交付する。	
6	入学願書の提出(1) (志 願 者)	富山県教育委員会が交付した県外・海外志願許可書 本県所定の一般入学願書 (様式1)	志願者が出身中学校長等に提出する。
7	入学願書の提出(2) (出身中学校長等)	志願者の提出書類 (志願許可書、一般入学願書) 本県所定の調査書、一般入学志願者名簿 (様式2、2部) 学習成績等一覧表 (1部)	出身中学校長等が志願先高等学校長に提出する。
8	学習成績等一覧表の提出 (出身中学校長等)	学習成績等一覧表 (1部)	富山県教育委員会県立学校課長に親展書留にて提出する。 なお、学習成績等一覧表の志願者本人の備考欄等に、志願先高等学校・学科を記入すること。
9	志 願 の 確 認 (富山県教育委員会)	富山県教育委員会は、志願先高等学校長に志願を確認する。	

1 調査書の記入について

- (1) 本県所定の調査書 (P23の様式) を用いること。
- (2) 記入については、「入学志願者調査書及び学習成績等一覧表の記入上の注意」(P17~P19記載) によるが、特に、以下の点に注意すること。
 - ア 学習の記録欄 ・ 評価は出身都道府県で定めている方法に従ってよい。ただし、絶対評価の場合は、特記事項欄にその旨を記入する。また、相対評価の場合は、特記事項欄にその旨を記入し、さらに各都道府県で定めている各学年の評価段階の配分率等を記入する。配分率等が定められていない場合は、その旨を記入する。
 - イ 総合的な学習の時間欄
 - ・ 観点の欄 (「知識・技能」「思考・判断・表現」及び「主体的に学習に取り組む態度」) を斜線で消す。評価の欄は記入しなくてよい。学習活動等の欄に、出身都道府県で定められた記述の仕方に従い、学習活動、観点、生徒の学習状況の顕著な事項等を記載する。
 - ウ 特別活動欄 ・ 評価の欄には、中学校生徒指導要録の3年次の評価を転記する。現在第3学年に在籍中の者については、第3学年第2学期までの評価とする。
 - エ 行動の記録欄 ・ 評価の欄には、中学校生徒指導要録の3年次の評価を転記する。現在第3学年に在籍中の者については、第3学年第2学期までの評価とする。
 - オ 備考欄 ・ 特記すべきことがあれば記述する。

2 学習成績等一覧表の記入及び提出

- (1) 出身中学校長等は、本県所定の学習成績等一覧表甲・乙 (P24・P25の様式)、もしくは、これに代わる各都道府県所定のを2部作成し、1部を令和4年2月24日(木)正午までに、富山県教育委員会県立学校課長あてに、親展書留にて提出し、1部を出願時に入学願書等に添えて、志願先高等学校長に提出する。
なお、本県所定のものによる場合の乙表は、当該生徒の所属する学級のものだけでよい。
- (2) 海外から出願する場合は、これに代わる校長の証明書類を提出する。
- (3) 記入については、「入学志願者調査書及び学習成績等一覧表の記入上の注意」(P17~P19記載) を参照すること。

3 その他

- (1) 海外からの志願者のうち、海外における在任期間が継続して2年以上の者については、「全日制の課程一般入学者選抜」4の志願の方法⑫を参照すること。
- (2) その他、本実施要領の各項を参照すること。
- (3) 不明の点があれば、富山県教育委員会県立学校課に問い合わせること。

〒930-8501

富山市新総曲輪1番7号 富山県教育委員会県立学校課高校教育係(電話076-444-3450)

定時制の課程（単位制前期）入学者選抜

1 募集定員

募集は、新川みどり野高等学校、雄峰高等学校、志貴野高等学校、小矢部園芸高等学校及びとなみ野高等学校において行い、各高等学校の募集定員は別に示す。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校の内いずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和4年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 第1次選抜

(1) 志願期間

令和4年2月22日(火)から同月25日(金)までの間（祝日を除く。）、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月25日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月24日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。また、別途、出願書類郵送連絡票（様式29）により、その旨を志願先高等学校長に連絡する。

(2) 志願の方法

ア 志願は、県内の1校1学科に限る（普通科及び志貴野高等学校の総合ビジネス科については、「昼間単位制Ⅰ部」、「昼間単位制Ⅱ部」、「夜間単位制」をそれぞれ単独の学科とする。）。

イ 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

ウ 全日制の課程と重ねて志願することはできない。

エ 志願者は、所定の入学願書（様式22）に950円の入学考査手数料（入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）を添え、出身中学校長等に提出する。中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先高等学校長に提出する。

なお、高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

オ 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には入学願書に受検上の配慮申請書（様式26）を添えて提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

カ 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に自己申告書（様式27）を添えて、中学校長等を経て志願先高等学校長に提出することができる。

キ 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、入学願書に外国人特別措置適用申請書（様式28）を添えて、出身中学校長等を通じて、志願先高等学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

ク 中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、定時制の課程入学志願者名簿（様式23）を2部作成して添付する。高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

ケ 県外及び海外からの志願者も上記ア～クに基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

(3) 検査

ア 検査は、作文及び面接とする。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

イ 志願者は、志願した高等学校で検査を受けなければならない。

ウ 検査は、令和4年3月8日(火)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

3月8日(火)	9:30 ～ 10:00	10:20 ～ 10:50	学力検査後
	国語又は各高等学校長が定める1教科	数学又は各高等学校長が定める1教科	作文、面接

なお、作文や面接は、志願先高等学校長が定める日程によって行うが、志願先高等学校長の判断で、面接を

令和4年3月9日(水)に行うことができる。

検査で国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合において、自然災害や公共交通機関の遅延その他の特別な事情により、上記の日程で実施することが困難なときは、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

エ 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

オ 受検者の携行しなければならないものは、筆記用具、その他志願先高等学校長から指示されたものとする。

カ 各検査会場における検査の実施・採点など、検査の管理は高等学校長がこれに当たる。

(4) 選抜の方法

高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

(5) 合格者の発表

令和4年3月16日(水)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

4 第2次選抜

(1) 第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員等

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員等を決定し、令和4年3月16日(水)に発表する。

(2) 志願期間

令和4年3月17日(木)及び同月18日(金)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月18日(金)午後4時までに志願校に必着とする。また、別途、出願書類郵送連絡票(様式29)により、その旨を志願先高等学校長に連絡する。

(3) 志願の方法

ア 全日制の課程第2次選抜の志願資格(P6参照)を有する者は、同選抜と重ねて志願することができる。

イ その他については、上記3の(2)ア、イ、エ、オ、キ、ク、ケの定めに準じて行う。

(4) 検査

令和4年3月23日(水)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

3月23日(水)	9:30 ~ 10:00	10:20 ~ 10:50	学力検査後
	国語又は各高等学校長が定める1教科	数学又は各高等学校長が定める1教科	作文、面接

なお、作文や面接は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

(5) 合格者の発表

令和4年3月25日(金)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

(6) その他

上記3の(3)、(4)の定めに準じて行う。

5 その他

(1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後4時現在で発表掲示する。

(2) 中学校長等は、検査を欠席する入学志願者の氏名等を、欠席者連絡票(様式30)等により、志願先高等学校長に連絡する。

(3) 第2次選抜後も必要があれば、再度選抜を実施することができる。その場合、単位制以外の第2次選抜に準じて行う。

(4) 各学校の実施概要については、「定時制の課程 学校別入学者選抜実施概要一覧」(P47記載)に示す。

(5) 高等学校長は、検査時において、カンニングをすることや他の受検者の迷惑となる行為をすること、検査監督者の指示に従わないことなどの不正行為を行った者に対しては、入学を許可しないものとする。

(6) ここに定めるもののほか、定時制の課程(単位制前期)入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

定時制の課程（単位制以外）入学者選抜

1 募集定員

募集は、富山工業高等学校の定時制の課程において行い、募集定員は別に示す。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校いずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和4年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 第1次選抜

(1) 志願期間

令和4年3月17日(木)及び同月18日(金)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月18日(金)午後4時までに富山工業高等学校に必着とする。

また、別途、出願書類郵送連絡票(様式29)により、その旨を富山工業高等学校長に連絡する。

(2) 志願の方法

ア 志願は、富山工業高等学校定時制の課程の1学科に限る。ただし、同校の定時制の課程内の他学科を第2順位まで志願することができる。

なお、第2順位を志願する場合は2つ以上にわたることができる。

イ 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

ウ 全日制の課程第2次選抜の志願資格(P6参照)を有する者は、同選抜と重ねて志願することができる。

エ 志願者は、所定の入学願書(様式22)に950円の入学考査手数料(入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)を添え、出身中学校長等に提出する。中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、富山工業高等学校長に提出する。

なお、富山工業高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

オ 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には入学願書に受検上の配慮申請書(様式26)を添えて提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

カ 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、入学願書に外国人特別措置適用申請書(様式28)を添えて、出身中学校長等を通じて、富山工業高等学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

キ 中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、定時制の課程入学志願者名簿(様式23)を2部作成して添付する。富山工業高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

ク 県外及び海外からの志願者も上記ア～キに基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

(3) 検査

ア 検査は、作文及び面接とする。ただし、富山工業高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

イ 志願者は、富山工業高等学校で検査を受けなければならない。

ウ 検査は、令和4年3月23日(水)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、富山工業高等学校長が定める日程によって行う。

3月23日(水)	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後
	国語又は富山工業高等学校長が定める1教科	数学又は富山工業高等学校長が定める1教科	作文、面接

なお、作文や面接は、富山工業高等学校長が定める日程によって行う。

検査で国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合において、自然災害や公共交通機関の遅延その他の特別な事情により、上記の日程で実施することが困難なときは、富山工業高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

エ 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

オ 受検者の携行しなければならないものは、筆記用具、その他富山工業高等学校長から指示されたものとする。

カ 各検査会場における検査の実施・採点など、検査の管理は富山工業高等学校長がこれに当たる。

(4) 選抜の方法

富山工業高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

(5) 合格者の発表

令和4年3月25日(金)午後0時30分に、富山工業高等学校において受検番号で行う。

4 第2次選抜

(1) 富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学科及び募集定員等を決定し、3月25日(金)に、富山工業高等学校において発表する。

(2) 志願期間は、令和4年3月25日(金)及び同月28日(月)の両日とし、3月25日(金)は午後1時から午後4時まで、3月28日(月)は午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願は不可とする。

(3) 検査については、富山工業高等学校長が日程を定め、志願者に通知する。

(4) その他、上記3の(2)、(3)、(4)の定めに従って行う。

(5) 合格者の発表については、富山工業高等学校長が定める。

5 その他

(1) 富山工業高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後4時現在で発表掲示する。

(2) 中学校長等は、検査を欠席する入学志願者の氏名等を、欠席者連絡票(様式30)等により、志願先高等学校長に連絡する。

(3) 実施概要については、「定時制の課程 学校別入学者選抜実施概要一覧」(P47記載)に示す。

(4) 高等学校長は、検査時において、カンニングをすることや他の受検者の迷惑となる行為をすること、検査監督者の指示に従わないことなどの不正行為を行った者に対しては、入学を許可しないものとする。

(5) ここに定めるもののほか、定時制の課程(単位制以外)入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

定時制の課程入学者選抜の概要

単位制前期 (新川みどり野高等学校 雄峰高等学校 志貴野高等学校 小矢部園芸高等学校 と な み 野 高 等 学 校)	単位制以外 (富山工業高等学校)
【第1次選抜】 志願受付開始 2月22日(火) 午前9時から ※全日制の課程と重ねて志願できない 志願締切 2月25日(金) 正午まで 検査実施 3月8日(火) 3月9日(水) <面接予備日> 合格者の発表 3月16日(水) 午後0時30分	
【第2次選抜】 募集定員等の発表 3月16日(水) 志願受付開始 3月17日(木) 午前9時から ※全日制の課程第2次選抜と重ねて志願できる 志願締切 3月18日(金) 午後4時まで 検査実施 3月23日(水) 合格者の発表 3月25日(金) 午後0時30分	【第1次選抜】 志願受付開始 3月17日(木) 午前9時から ※全日制の課程第2次選抜と重ねて志願できる 志願締切 3月18日(金) 午後4時まで 検査実施 3月23日(水) 合格者の発表 3月25日(金) 午後0時30分
	【第2次選抜】 募集定員等の発表 <富山工業高等学校において発表> 志願受付開始 3月25日(金) 午後1時から 志願締切 3月28日(月) 午後4時まで 検査実施 <富山工業高等学校長が定め、志願者に通知する> 合格者の発表 <富山工業高等学校長が通知する>

定時制の課程（単位制後期）入学者選抜

1 募集人員

募集は、新川みどり野高等学校、雄峰高等学校、志貴野高等学校及びとなみ野高等学校において行い、各高等学校の募集人員は、令和4年5月以降に別途示す。

2 志願資格

次の(1)又は(2)に該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）のいずれにも在籍していない者、及び過去に高等学校等で単位を修得していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和4年9月1日(木)から同月5日(月)までの間（日曜日及び土曜日を除く。）、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、9月5日(月)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、9月2日(金)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。また、別途、電話等により、その旨を志願先高等学校長に連絡する。

4 志願の方法

(1) 志願は、県内の1校1学科に限る（普通科及び志貴野高等学校の総合ビジネス科については、「昼間単位制Ⅰ部」、「昼間単位制Ⅱ部」、「夜間単位制」をそれぞれ単独の学科とする。）。

(2) 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

(3) 志願者は、所定の入学願書（様式22）に950円の入学審査手数料（入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）を添え、志願先高等学校長に提出する。また、志願者は、出身の中学校長等に、調査書発行申請書（様式24）を提出する。中学校長等は、志願者からの申請を受けて、9月5日(月)正午までに、本人の調査書を志願先高等学校長に提出する。

出願及び調査書の提出について、郵送による場合は書留速達とする。また、別途、中学校長等は出願書類郵送連絡票（様式29）により、志願者は電話等により、その旨を志願先高等学校長に連絡する。

なお、高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

(4) 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に自己申告書（様式27）を添えて、志願先高等学校長に提出することができる。

(5) 県外及び海外からの志願者も上記(1)～(4)に基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

5 検査

(1) 検査は、作文及び面接とする。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

(2) 志願者は、志願した高等学校で検査を受けなければならない。

(3) 検査は、令和4年9月9日(金)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合は、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

9月9日(金)	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後
	国語又は各高等学校長が定める1教科	数学又は各高等学校長が定める1教科	作文、面接

なお、作文や面接は、志願先高等学校長の定める日程によって行う。

(4) 受検者の携行しなければならないものは、筆記用具、その他志願先高等学校長から指示されたものとする。

(5) 各検査会場における検査の実施・採点など、検査の管理は高等学校長がこれに当たる。

6 選抜の方法

高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和4年9月13日(火)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

8 その他

(1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後4時現在で発表掲示する。

(2) 各学校の実施概要については、募集人員とともに、令和4年5月以降に別途示す。

(3) 高等学校長は、検査時において、カンニングをすることや他の受検者の迷惑となる行為をすること、検査監督者の指示に従わないことなどの不正行為を行った者に対しては、入学を許可しないものとする。

(4) ここに定めるもののほか、定時制の課程（単位制後期）入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

通信制の課程入学選抜

1 募集定員

募集定員は別に示す。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校の内いずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和4年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和4年3月17日(木)及び同月18日(金)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月18日(金)午後4時までに雄峰高等学校に必着とする。

4 志願の方法

(1) 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

(2) 志願者は、次の書類を雄峰高等学校長に提出する。

ア 入学願書(様式25)

(入学考査手数料460円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)

イ 調査書

(ただし、平成28年3月以前の卒業者については、出身中学校等の卒業証明書をもって代えることができる。)

ウ 雄峰高等学校衛生看護科を志願する者は、富山市医師会看護専門学校准看護学科の合格証の写し

(3) 雄峰高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び出身中学校長等にその提出を求めることができる。

5 検査

(1) 検査は、面接等とする。

(2) 検査は、令和4年3月23日(水)午前9時から、雄峰高等学校において行う。

6 選抜の方法

雄峰高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、面接等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和4年3月25日(金)午後0時30分に、雄峰高等学校において受検番号で行う。

8 第2次募集

(1) 上記1、2、4、6の定めに準じて行う。

(2) 志願期間は、令和4年3月25日(金)及び同月28日(月)の両日とし、3月25日(金)は午後1時から午後4時まで、3月28日(月)は午前9時から午後4時までとする。郵送による出願は不可とする。

なお、事情によっては、締切期日後でも受け付けることがある。

(3) 面接等の実施は、雄峰高等学校長が定める日時及び場所において行う。

9 その他

高等学校長は、検査時において、カンニングをすることや他の受検者の迷惑となる行為をすること、検査監督者の指示に従わないことなどの不正行為を行った者に対しては、入学を許可しないものとする。

富山県立中央農業高等学校専攻科入学者選抜

1 募集定員

募集定員は別に示す。

2 志願資格

＜担い手育成コース＞

高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は令和4年3月に卒業する見込みの者で、次の各条件を備えた者

- (1) 耕地や家畜等、相当規模の経営実習のできる基盤を有し、本校入学時に農業経営に取り組むことのできる者又はこれに準ずる者
- (2) 農業経営を継続し発展させようとする意欲が旺盛で、出身高等学校長等又は地域農林振興センター所長の推薦を受けた者

＜庭園コース＞

高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、庭園管理や野菜・草花の栽培等に興味・関心の高い者

3 志願期間

令和3年12月6日(月)から同月15日(水)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、12月15日(水)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、12月15日(水)正午までに中央農業高等学校に必着とする。

4 志願の方法

入学志願者は、次の書類を中央農業高等学校長に提出する。

＜担い手育成コース＞

- (1) 入学願書(学校所定のもの)
(入学考査手数料として2,200円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)
- (2) 履歴書(学校所定のもの)
- (3) 卒業見込み証明書又は卒業証明書
- (4) 営農状況調査書(学校所定のもの)
- (5) 出身高等学校長等又は地域農林振興センター所長の推薦書(学校所定のもの)

＜庭園コース＞

- (1) 入学願書(学校所定のもの)
(入学考査手数料として2,200円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)
- (2) 履歴書(学校所定のもの)

5 選抜の方法

＜担い手育成コース＞

中央農業高等学校長は、入学志願者について出身高等学校長等から提出された資料及び面接、作文等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接、作文は、中央農業高等学校長が定める日時及び場所において行う。

また、特に必要と認めた場合は、学力検査(農業に関する科目の範囲)を行うことがある。

＜庭園コース＞

中央農業高等学校長は、入学志願者から提出された資料及び面接、作文、実技(簡易作図)の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接、作文及び実技は、中央農業高等学校長が定める日時及び場所において行う。

6 合格者の発表

令和4年1月14日(金)午後0時30分に、中央農業高等学校において受検番号で行う。

7 第2次募集

(1) 第1次募集における合格者が定員に満たない場合にのみ、上記1、2、4、5の定めに基づいて第2次募集を実施する。

(2) 第2次募集を実施する場合、志願期間は、令和4年2月21日(月)から3月4日(金)までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、3月4日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月4日(金)正午までに中央農業高等学校に必着とする。

富山県立富山いずみ高等学校専攻科入学者選抜

1 募集定員

募集定員は別に示す。

2 志願資格

富山いずみ高等学校看護科を卒業した者

3 その他

入学者募集の詳細については、富山いずみ高等学校長が別に定める。

富山県立雄峰高等学校専攻科入学者選抜

- 1 募集定員**
募集定員は別に示す。
- 2 志願資格**
 - (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は令和4年3月に卒業する見込みの者
 - (2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 3 志願期間**
令和3年12月20日(月)から同月23日(木)までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。
なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、12月23日(木)午後4時までに雄峰高等学校に必着とする。
- 4 志願の方法**
 - (1) 入学志願者は、次の書類を雄峰高等学校長に提出する。
 - ア 雄峰高等学校において交付する入学願書
(入学審査手数料として2,200円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)
 - イ 学業成績証明書(高等学校等調査書又は成績証明書)
 - ウ 上記イで成績証明書を提出した者のみ卒業証明書
 - (2) 午前部・午後部については、第2順位まで志願することができる。
- 5 選抜の方法**
雄峰高等学校長は、入学志願者について出身高等学校長等から提出された資料及び面接等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。
なお、面接は、雄峰高等学校長が定める日時及び場所において行う。
また、雄峰高等学校長は、特に必要と認めた場合は、作文を行うことができる。
- 6 合格者の発表**
令和4年1月14日(金)午後0時30分に、雄峰高等学校において受検番号で行う。
- 7 第2次募集**
 - (1) 第1次募集における合格者が定員に満たない場合にのみ、上記1、2、4、5の定めに準じて第2次募集を実施する。
 - (2) 第2次募集を実施する場合の志願期間は、令和4年2月22日(火)及び同月24日(木)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

富山県立小矢部園芸高等学校専攻科入学者選抜

- 1 募集定員**
募集定員は別に示す。
- 2 志願資格**
 - (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は令和4年3月に卒業する見込みの者
 - (2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力を持ち、園芸・造園に関する高度な知識、技術の習得を希望する者
- 3 志願期間**
令和4年2月14日(月)から同月17日(木)までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月17日(木)は正午までとする。
なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月16日(水)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 4 志願の方法**
入学志願者は、次の書類を小矢部園芸高等学校長に提出する。
 - (1) 小矢部園芸高等学校において交付する入学願書
(入学審査手数料として2,200円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)
 - (2) 高等学校等卒業見込み証明書又は卒業証明書等
 - (3) 履歴書
- 5 選抜の方法**
小矢部園芸高等学校長は、面接、作文等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。
なお、面接、作文は、令和4年3月10日(木)に小矢部園芸高等学校において行う。
また、小矢部園芸高等学校長は、特に必要と認めた場合は、学力検査(農業に関する科目の範囲)を行うことができる。
- 6 合格者の発表**
令和4年3月16日(水)午後0時30分に、小矢部園芸高等学校において受検番号で行う。

入学志願者調査書及び学習成績等一覧表の記入上の注意

1 調査書作成上の注意

- (1) 調査書は、選抜資料作成委員会の議を経て、厳正公平に作成する。
- (2) 選抜資料作成委員会には、教務主任、進路指導主事、第3学年主任を含むものとする。
- (3) 調査書は、生徒指導要録、学習成績等一覧表並びに最近の資料等に基づいて作成する。
- (4) 調査書等の作成に当たっては、原則として次のような手順をとるものとする。

学習成績等一覧表

選抜資料作成委員会 → 校長 → 富山県教育委員会 → (済印) → 校長

調査書

選抜資料作成委員会基本方針 → 学級担任 → 進路指導主事・教務主任 → 教頭 → 校長

↑
学習成績等一覧表照合

↑
学習成績等一覧表照合

2 調査書記入上の注意 (※欄は記入しない。)

(1) 学籍

- ・分校在籍者は分校名を記入する。
- ・卒業の欄の「卒業見込・卒業」については該当するものを○で囲む。
- ・願書の提出が中学校の卒業式後であっても、令和4年3月の卒業者はすべて卒業見込みとする。
(ただし、定時制の課程単位制後期入学者選抜は除く。)

(2) 欠席

- ・現在、在学中の3年の欠席日数は令和4年1月28日(金)現在で記入する。
- ・欠席日数のないときは0と記入する。
- ・各学年において欠席日数が総計10日以上のものについては、その主な理由を必ず記入する。

(3) 総合的な学習の時間

- ・「知識・技能」「思考・判断・表現」及び「主体的に学習に取り組む態度」で評価し、学習状況における顕著な事柄を生徒全員について文章で記述することとし、詳細は次のとおりとする。

ア 評価

- ・評価の欄には、各観点について各学校で定めた目標を十分満足できると判断されるものについて、○印を記載する。記載に当たっては、第3学年の評価を中心に総合的に記載するものとする。

イ 学習活動等

- ・学習活動等の欄には、学習状況における顕著な事柄について、その特徴など、生徒にどのような力が身に付いたかを、生徒全員について文章で記述し、各末尾に該当学年を(3)、(2、3)のように書き添える。

(4) 特別活動

ア 評価

- ・学級活動、生徒会活動及び学校行事の3つについて記入する。
- ・評価の観点は、別表1 (P20記載) のとおりとする。
- ・評価の欄には、各内容ごとにその趣旨を十分満足できる状況にあると判断されるものについて、○印を記載する。記載に当たっては、第3学年の評価を中心に総合的に記載するものとする。
- ・県外及び海外からの志願者については、評価の欄には中学校生徒指導要録の3年次の評価を転記する。なお、現在第3学年に在籍中の者については、第3学年第2学期までの評価とする。

イ 特記事項

- ・学級活動、生徒会活動及び学校行事について、所属、役員又は顕著な活動など、3年間の主なものを記入し、各末尾に該当学年を(1)、(1、2)のように書き添える。

(5) 部活動等

- ・部活動については、その所属、役員又は顕著な活動や実績など、3年間の主なものを記入し、各末尾に該当学年を(1)、(1、2)のように書き添える。
- ・部活動以外の各種コンクール、校外活動やボランティア活動など顕著なものを記入する。

(6) 行動の記録

- ・評価する項目及びその趣旨は、別表2（P20記載）のとおりとする。
- ・評価の欄には、各項目ごとにその趣旨を十分満足できる状況にあると判断されるものについて、○印を記載する。記載に当たっては、第3学年の評価を中心に総合的に記載するものとする。
- ・所見の欄には、行動の状況等について、その特質を明らかにすると思われる具体的事実等を生徒全員について簡明に記述する。
- ・県外及び海外からの志願者については、評価の欄には中学校生徒指導要録の3年次の評価を転記する。なお、現在第3学年に在籍中の者については、第3学年第2学期までの評価とする。

(7) 趣味・特技

- ・顕著なものがあれば記入する。
- ・取得した資格（英語検定や漢字検定等）も記入する。
- ・上記2点について、なければ「特記事項なし」と記入する。

(8) 学習の記録

ア 各教科観点別学習状況の評価

- ・必修教科について、中学校生徒指導要録の記載に従い、第3学年1、2学期末評価を総括して、A、B、Cの3段階で記載する。観点ごとに、別表3（P21・P22記載）の趣旨を十分踏まえて、各学校で実現の状況を、A（十分満足できると判断されるもの）、B（おおむね満足できると判断されるもの）、C（努力を要すると判断されるもの）の3段階で評価する。

イ 各教科（必修教科）の評定

- ・2年次、3年次とも中学校生徒指導要録の評定に従い、5、4、3、2、1の5段階で記載する。
- ・現在、第3学年在籍中の者の3年次の評定は、第3学年第2学期末における本人の学力を生徒指導要録の記載法に従い記入する。

ウ 選択教科名

- ・選択教科については、第2学年及び第3学年における履修教科名のみを記入し、観点別学習状況の評価及び評定は記入しない。なお、選択教科を開設していない場合は、該当学年の教科名欄に斜線を引く。

エ 特記事項

- ・必修教科について顕著なものがあれば、具体的な状況を記述する。
- ・選択教科について顕著なものがあれば、その教科名、評価の観点とともに、具体的な状況を記述する。
- ・専門に関する学科を志願する者については、その学科に関連する適性等に顕著なものがあれば記述する。
- ・上記3点について顕著なものがなければ、「特記事項なし」と記入する。

(9) 備考

ア 進路関係

- ・職業に関する学科のうち、将来の進路に関する本人及び保護者の希望など、特記すべきことがあれば記述する。

イ 2年次から開設される普通科のコース関係

- ・一般入学者選抜において、2年次から開設される普通科の人文科学（高岡南）、英語（福岡）、国際（富山南）、自然科学、観光ビジネス（入善）、情報（大門）、福祉（八尾）、の各コースを希望する生徒については、「○○コース希望」と明記する。

ウ 学籍関係

- ・県外からの転入者については、転入年月と前在籍校（例＝令3.5 石川県○○中から転入）を記

入する。

- ・海外からの編入者については、編入年月と滞在していた国名、学校名、滞在期間等を記入する。
- ・県外及び海外からの志願者については、特記すべきことがあれば記述する。
- ・過年度卒業者については、卒業後の進学先・就職先等について記述する。

エ その他

- ・上記のどの欄にも記載されなかった事項について、必要なものがあれば記述する。
※ 上記ア～エのいずれにも記載事項がないときは、「特記事項なし」と記入する。

(10) 学校所在地

- ・県内志願者は記入しなくてもよい。

(11) 過年度卒業者について

- ・過年度卒業者については、生徒指導要録の記載に従って記入する。なお、学校教育法施行規則に定める生徒指導要録の学習の記録の保存年限が過ぎている者についての記載欄には、斜線を引く。

3 学習成績等一覧表の記入上の注意

- (1) 甲、乙表とも平成31年4月に中学校へ入学した生徒のうち、第2、3学年次における在籍生徒全員（特別支援学級在籍者を含む。）について記載する。なお、過年度卒業者は(8)の指示に従って記載する。
 - (2) 甲、乙表とも記入責任者は教務主任とする。
 - (3) 分校は、本校とは別に甲、乙表を作成し提出する。
 - (4) 甲表の在籍人数の欄には、特別支援学級在籍者を含めた中学校第2、3学年次の在籍人数を記載する。評定人数の欄には、特別支援学級在籍者を含めた中学校第2、3学年次の評定人数（長期欠席者等卒業する見込みのない者は除く。）を記入する。転入・転出人数の欄には、中学校第2学年次の評定を行った後に、転入、転出した者の人数を記載する。
 - (5) 乙表の第2学年次に記載された者のうち、第2学年次の評定を行った後に、転校等により転出した者については、その旨を備考欄に記載する（例＝令3.9 石川県〇〇中へ転出）。
 - (6) 乙表の第3学年次に記載された者のうち、第2学年次の評定を行った後に、転校等により転入した者については、その旨を備考欄に記載する（例＝令3.4 福井県〇〇中から転入）。また、現在籍校で評定することができなかった転入者の第2学年次の評定の欄には、前在籍校の5段階評定を参考資料として朱書きする。
 - (7) 第3学年次の転入者のうち、時期的に学習成績等一覧表の記載が困難な場合は、富山県教育委員会県立学校課に連絡して指示を受ける。
 - (8) 過年度卒業者について
ア 甲表の過年度卒業者の志願者人数の欄に、富山県立高等学校の全日制、定時制の学校を志願する過年度卒業者の人数を記入する。
イ 乙表の記入欄の末尾に、在校生とは区別して番外として記入する。なお、その際、学習の評定及び評価は朱書きする。また、備考欄に、**過**として卒業年度を記入する。
- (9) 「学習の記録」「行動の記録」「特別活動」及び「総合的な学習の時間」の記入は、「2 調査書記入上の注意」の該当事項の指示に従って行う。
 - (10) 県内中学校は、学校所在地を記入しなくてもよい。

中学校特別活動の評価の観点

別表1

内 容	評 価 の 観 点
学級活動	1 学級の一員としての役割を自覚し、話し合いや係の仕事などを進んで行おうとしたか。 2 よりよい生活を目指し、学業生活や健康安全などの問題点を明確にとらえ、解決に努めようとしたか。 3 現在及び将来の生き方を幅広く考え、積極的に自己を生かそうとしたか。
生徒会活動	1 生徒会に関心をもち、進んで参加しようとしたか。 2 委員会の仕事などを積極的に行おうとしたか。 3 全校的な視野に立って、学校生活や他のためを考え、自己の役割を果たそうとしたか。
学校行事	1 行事の意義を理解し、進んで参加しようとしたか。 2 全校や学年の一員としての自覚をもち、集団や社会における自己の役割を果たそうとしたか。 3 優れた校風を育て、よりよい人間関係の形成に努めようとしたか。

行動の記録の各項目別趣旨

別表2

項 目	趣 旨
基本的な生活習慣	自他の安全に努め、礼儀正しく節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
健康・体力の向上	活力ある生活を送るための心身の健康の保持増進と体力の向上に努めている。
自主・自律	自分で考え、的確に判断し、自制心をもって自律的に行動するとともに、より高い目標の実現に向けて計画を立て根気強く努力する。
責 任 感	自分の役割を自覚して誠実にやり抜き、その結果に責任を負う。
創意工夫	探究的な態度をもち、進んで新しい考えや方法を見付け、自らの個性を生かした生活を工夫する。
思いやり・協力	だれに対しても思いやりと感謝の心をもち、自他を尊重し広い心で共に協力し、よりよく生きていこうとする。
生命尊重・自然愛護	自他の生命を尊重し、進んで自然を愛護する。
勤 労 ・ 奉 仕	勤労の尊さや意義を理解して望ましい職業観をもち、進んで仕事や奉仕活動をする。
公 正 ・ 公 平	正と不正を見極め、誘惑に負けることなく公正な態度がとれ、差別や偏見をもつことなく公平に行動する。
公共心・公德心	規則を尊重し、公德を大切にするとともに、我が国の伝統と文化を大切に、国際的視野に立って公共のために役に立つことを進んで行う。

別表 3

各教科等の評価の観点と趣旨

教科	観 点	趣 旨
国 語	ア 知識・技能	社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。
	イ 思考・判断・表現	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりしている。
	ウ 主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを深めたりしながら、言葉がもつ価値を認識しようとしているとともに、言語感覚を豊かにし、言葉を適切に使おうとしている。
社 会	ア 知識・技能	我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解しているとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめている。
	イ 思考・判断・表現	社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したり、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりしている。
	ウ 主体的に学習に取り組む態度	社会的事象について、国家及び社会の担い手として、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとしている。
数 学	ア 知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・数量や図形などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解している。 ・事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。
	イ 思考・判断・表現	数学を活用して事象を論理的に考察する力、数量や図形などの性質を見だし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を身に付けている。
	ウ 主体的に学習に取り組む態度	数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え、数学を生活や学習に生かそうとしたり、問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとしていたりしている。
理 科	ア 知識・技能	自然の事物・現象についての基本的な概念や原理・法則などを理解しているとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本操作や記録などの基本的な技能を身に付けている。
	イ 思考・判断・表現	自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を分析して解釈し、表現するなど、科学的に探究している。
	ウ 主体的に学習に取り組む態度	自然の事物・現象に進んで関わり、見通しをもったり振り返ったりするなど、科学的に探究しようとしている。
音 楽	ア 知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解している。 ・創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作で表している。
	イ 思考・判断・表現	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、曲や演奏のよさなどを見だし、音楽を味わって聴いたりしている。
	ウ 主体的に学習に取り組む態度	音や音楽、音楽文化に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

教科	観	点	趣	旨
美術	ア	知識・技能	・対象や事象を捉える造形的な視点について理解している。 ・表現方法を創意工夫し、創造的に表している。	
	イ	思考・判断・表現	造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考えるとともに、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。	
	ウ	主体的に学習に取り組む態度	美術の創造活動の喜びを味わい主体的に表現及び鑑賞の幅広い学習活動に取り組もうとしている。	
保健 体育	ア	知識・技能	運動の合理的な実践に関する具体的な事項や生涯にわたって運動を豊かに実践するための理論について理解しているとともに、運動の特性に応じた基本的な技能を身に付けている。また、個人生活における健康・安全について科学的に理解しているとともに、基本的な技能を身に付けている。	
	イ	思考・判断・表現	自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて、課題に応じた運動の取り組み方や目的に応じた運動の組み合わせ方を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。また、個人生活における健康に関する課題を発見し、その解決を目指して科学的に思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。	
	ウ	主体的に学習に取り組む態度	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、運動の合理的な実践に自主的に取り組もうとしている。また、健康を大切にし、自他の健康の保持増進や回復についての学習に自主的に取り組もうとしている。	
技術 ・ 家庭	ア	知識・技能	生活と技術について理解しているとともに、それらに係る技能を身に付けている。	
	イ	思考・判断・表現	生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。	
	ウ	主体的に学習に取り組む態度	よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、生活を工夫し創造し、実践しようとしている。	
外国語	ア	知識・技能	・外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどを理解している。 ・外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けている。	
	イ	思考・判断・表現	コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり、これらを活用して表現したり伝え合ったりしている。	
	ウ	主体的に学習に取り組む態度	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。	
総合的な 学習の 時間	ア	知識・技能	探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解している。	
	イ	思考・判断・表現	実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。	
	ウ	主体的に学習に取り組む態度	探究的な学習に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。	